

# おくやみハンドブック

新庄市

## おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで  
必要な手続きが確認できます。ぜひ、ご利用ください。



# ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

新庄市では、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

新庄市役所 0233-22-2111

## 事前準備について

新庄市役所にて各種手続きをする今後の流れです。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

### STEP 1

#### 持ち物の確認



次ページの「来庁時の持ち物について」  
をご確認ください。



### STEP 2

#### 委任状について



相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。  
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。  
※ 14、49 ページをご参照ください。

### STEP 3

#### 各種手続きチェックリスト



該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続き  
ページをご覧ください。

#### おくやみ手続きナビのご案内

簡単な質問に答えるだけで、該当手続きを把握することができます。  
下記二次元コードを読み取り、ご活用ください。

### STEP 4

#### ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参のうえ、  
新庄市役所へお越しください。



質間に答える

## 来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、ご持参のうえ、ご来庁ください。

### ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類** (下記「本人確認書類について」参照)
- 認印** (※相続人代表及び喪主)
- 預貯金通帳** (※相続人代表及び喪主、年金請求者)

※相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。

### 亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの (年金手帳及び年金証書)**
- 国民健康保険・後期高齢者医療資格確認書または資格情報のお知らせ**

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書または資格情報のお知らせ

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）

- 介護保険被保険者証**

- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**

### 本人確認書類について

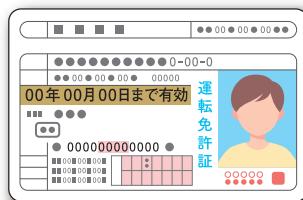
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類**

健康保険・後期高齢者医療資格確認書、  
介護保険被保険者証、医療受給者証、  
各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



## 身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"><li>○死亡届</li><li>○健康保険・世帯主変更</li><li>○年金関係の手続き</li><li>○公共料金などの手続き (42 ページ参照)</li></ul>	
4ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"><li>○遺言書の調査・遺言書の検認</li><li>○相続人の調査・確定</li><li>○相続財産の調査</li><li>○相続放棄・限定承認</li></ul>	<p>（43、44 ページ参照）</p>
10ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"><li>○遺産分割協議 (43 ページ参照)</li><li>○払戻・解約・名義変更など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○相続税の申告・納付 (44 ページ参照)</li><li>○相続税の延納・物納の申請</li></ul>
1年以内	<ul style="list-style-type: none"><li>○遺留分侵害額請求</li></ul>	

新庄市で必要な手続きについては 8 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、そちらもご確認ください。

# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト

簡単に手続きをしたい  
方はコチラから



区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	担当窓口	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを持っていた	市民課 【本庁舎1階】	P.8
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた		
	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の証明書が欲しい		P.9
医療・国保	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	健康課 【本庁舎1階 福祉フロア】	P.10-12
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた		P.12-14
年金	<input type="checkbox"/>	年金を受給していた	市民課 【本庁舎1階】  新庄年金事務所 ☎ 0233-22-2050 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165	P.15
	<input type="checkbox"/>	生計を維持していた家族が亡くなった		P.16
	<input type="checkbox"/>	国民年金加入者が年金受給前に亡くなった		P.17
税金	<input type="checkbox"/>	市税・保険料の納付が済んでいない	P.19	P.19
	<input type="checkbox"/>	原付バイクを持っていた		
	<input type="checkbox"/>	小型特殊自動車（農耕用含む）を持っていた		
固定資産	<input type="checkbox"/>	資産（土地、建物）がある	税務課 【本庁舎1階】	P.21
	<input type="checkbox"/>	固定資産税が課されていた		P.22
	<input type="checkbox"/>	限定承認または相続放棄をした		
	<input type="checkbox"/>	共有名義で固定資産を持っていた	P.23	P.23
	<input type="checkbox"/>	未登記家屋を持っていた		
	<input type="checkbox"/>	森林の土地を持っていた	農林課 【本庁舎2階】	P.24
	<input type="checkbox"/>	農地を持っていた		

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	担当窓口	詳細ページ
介護保険	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証を持っていた		P.25
	<input type="checkbox"/>	介護保険の負担割合証を持っていた		
	<input type="checkbox"/>	介護保険負担限度額認定証を持っていた		
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	身体障がい者手帳を持っていた		P.27
	<input type="checkbox"/>	療育手帳を持っていた		
	<input type="checkbox"/>	精神障がい者保健福祉手帳を持っていた		
	<input type="checkbox"/>	特別障がい者手当を受給していた		P.28
	<input type="checkbox"/>	障がい児福祉手当を受給していた		
	<input type="checkbox"/>	重度心身障がい（児）者医療証を持っていた		
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた		P.29
	<input type="checkbox"/>	経過的福祉手当を受給していた		
	<input type="checkbox"/>	障がい者扶養共済制度に加入していた		
生活保護	<input type="checkbox"/>	生活保護を利用していた		P.30
緊急通報装置 生活支援装置	<input type="checkbox"/>	生活支援緊急通報装置の貸出を利用していた		

成人福祉課  
【本庁舎1階  
福祉フロア】

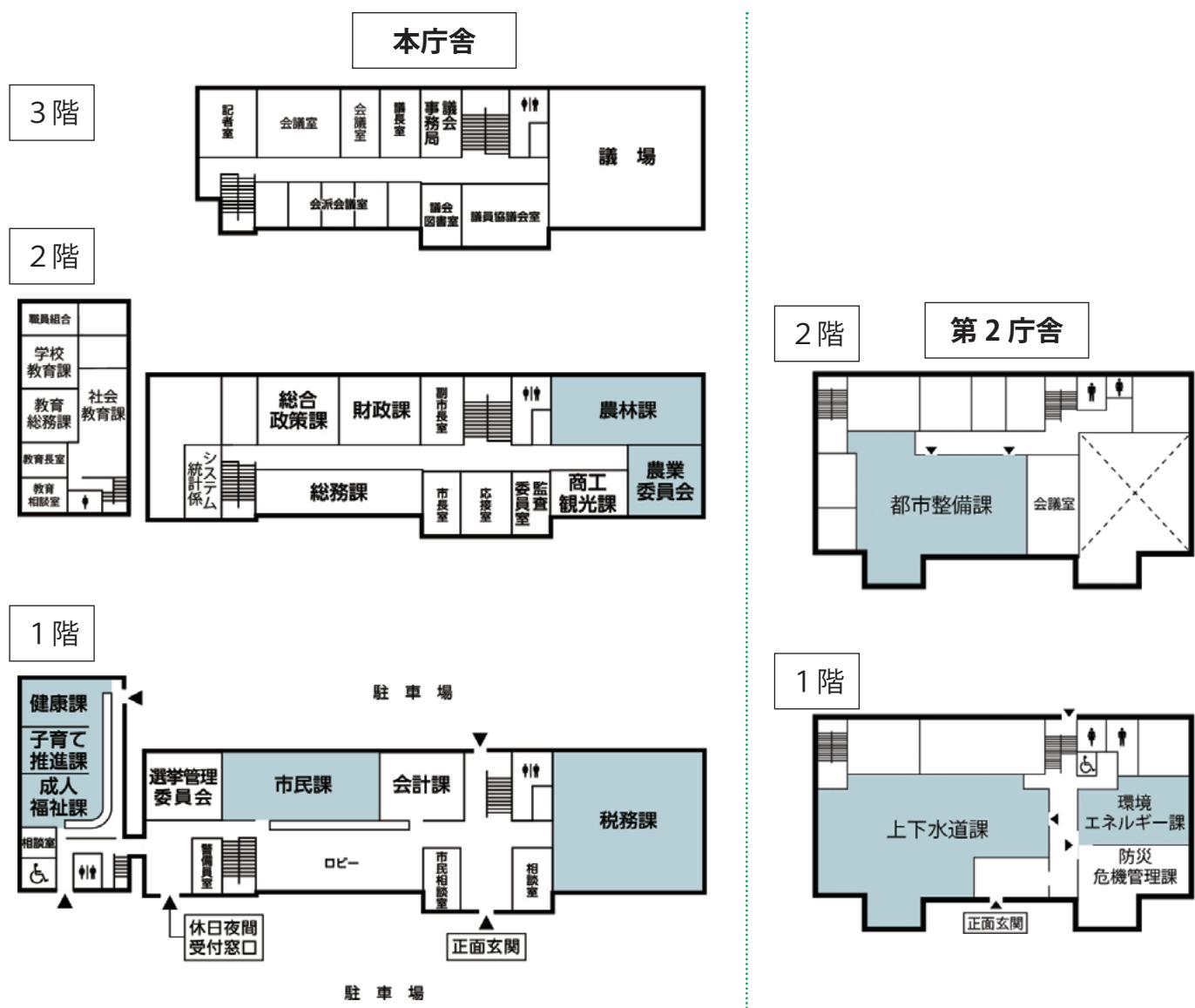
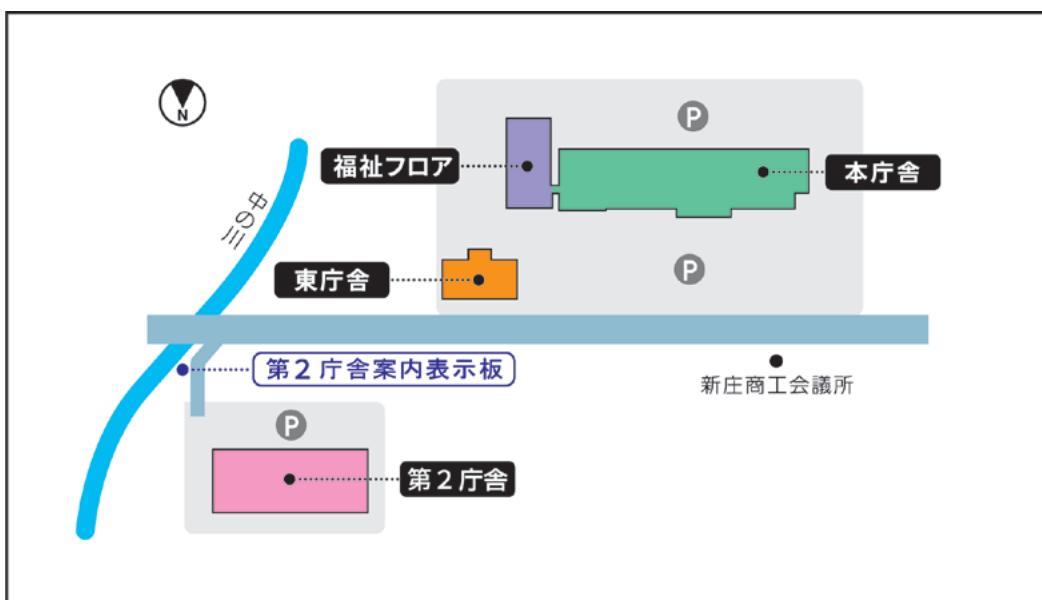
簡単に手続きをしたい  
方はコチラから



区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	担当窓口	詳細ページ
子育て	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給するまたはしていた	子育て推進課 【本庁舎1階 福祉フロア】	P.33-34
	<input type="checkbox"/>	子育て支援医療証を持っていた		P.34
	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた		P.35
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた		P.36
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療証を受給するまたは持っていた		P.37
その他	<input type="checkbox"/>	水道や下水道（農業集落排水含む）を使用していた	上下水道課 【第2庁舎1階】	P.38
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金または分担金を納付中であった		P.39
	<input type="checkbox"/>	市営・定住促進住宅に住んでいた	都市整備課 【第2庁舎2階】	P.40
	<input type="checkbox"/>	所有していた市内の建物が空き家になり相談したい		
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	環境エネルギー課 【第2庁舎1階】	

## 新庄市役所庁舎案内図

庁舎配置図



## 1. 住民登録に関する手続き

### マイナンバーカードを持っていた

#### 手続き マイナンバーカードの返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた日をもって自動的に廃止になります。 マイナンバーカードやマイナンバー通知カードは、返還する必要はありません。ただし、相続の手続きなどで亡くなられた方の個人番号が必要になる場合もありますので、しばらくは保管し、必要がなくなったら個人情報に留意のうえ破棄してください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
なし	本庁舎 1階 市民課 住民・年金係 ☎ 0233-29-5818

### 印鑑登録をしていた

#### 手続き 印鑑登録証（カード）の返還または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合は、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カードまたは手帳）は無効となりますので、返還または破棄してください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input checked="" type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証	本庁舎 1階 市民課 住民・年金係 ☎ 0233-29-5818

# 1. 住民登録に関する手続き

## 亡くなられた方の証明書が欲しい

### 手続き 戸籍の請求

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方の相続人を確認するためなど、亡くなられた方の「出生から死亡まで」のすべての戸籍謄本等が必要になることがあります。どのような戸籍謄本等が必要かは提出先によって異なりますので、事前にご確認ください。また、戸籍に死亡が反映されるまで、数日かかります。</p> <p>【市民課の窓口で請求する】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆亡くなられた方の配偶者（夫や妻）や直系ご遺族（子や父母など）が請求する           <ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方の戸籍謄本は、全国の市区町村窓口で請求できます。ただし、請求される方本人が来庁し、顔写真付きの本人確認書類の提示が必要です。</li> <li>・顔写真付きの本人確認書類を持っていない方が戸籍謄本を請求する場合は、新庄市内の戸籍に限り請求できます。</li> </ul> </li> <li>◆配偶者や直系ご遺族から委任を受けた代理人が請求する           <ul style="list-style-type: none"> <li>・新庄市内の戸籍に限り請求できます。委任状と代理人の本人確認書類の提示が必要です。</li> <li>・49 ページにある委任状もご利用いただけます。</li> </ul> </li> <li>◆利害関係人が請求する           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の権利行使や義務履行などのために戸籍謄本等を請求される場合は、新庄市内の戸籍に限り請求できます。正当な請求理由と、利害関係と請求理由を裏付ける書類（疎明資料）、請求される方の本人確認書類の提示が必要です。</li> </ul> </li> </ul> <p>※利害関係の確認のため、さらに資料が必要になる場合もあります。</p> <p>【郵送で請求する】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新庄市内にある戸籍に限り請求できます。</li> <li>・申請書や準備いただく書類など、詳細はホームページを確認してください。</li> </ul>	なし
手続き可能な人	左記「手続き詳細」のとおり
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 手数料</p>	<p>本庁舎 1階 市民課 住民・年金係 ☎ 0233-29-5818</p>



## 2. 医療・国保に関する手続き

### 国民健康保険に加入していた

#### 手続き① 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせの返還

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、不正使用などを防ぐために、資格確認書または資格情報のお知らせを回収しています。 ※市役所への返還が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ <b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	<b>本庁舎 1階</b> 福祉フロア 健康課 国保医療係 <b>☎ 0233-29-5792</b>

#### 手続き② 限度額適用認定証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が限度額適用認定証をお持ちだった場合は、不正使用などを防ぐために限度額適用認定証を回収しています。	なし
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証 <b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	<b>本庁舎 1階</b> 福祉フロア 健康課 国保医療係 <b>☎ 0233-29-5792</b>

## 2. 医療・国保に関する手続き

### 国民健康保険に加入していた

#### 手続き③ 特定疾病療養受療証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特定疾病療養受療証をお持ちだった場合は、不正使用などを防ぐために特定疾病療養受療証を回収しています。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<p><b>故人のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証 <p><b>遺族のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	<b>ご遺族</b>
問い合わせ先	
	<b>本庁舎 1階</b> 福祉フロア 健康課 国保医療係  0233-29-5792

#### 手続き④ 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。  ※亡くなる前の3ヶ月以内に国民健康保険以外の健康保険に加入していた場合（被扶養者を除く）は、加入していた健康保険から支給される場合がありますので、加入していた健康保険にご確認ください。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
必要なもの	手続き可能な人
<p><b>故人のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ <p><b>遺族のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方及び葬祭日が分かる書類（会葬礼状、葬祭費用の領収書など） <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の口座番号が確認できるもの（預金通帳など）	<b>葬祭を行った方（喪主）</b>
問い合わせ先	
	<b>本庁舎 1階</b> 福祉フロア 健康課 国保医療係  0233-29-5792

## 手続き⑤ 高額療養費の申立て

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に、振込先変更の申立てができます。	亡くなられた日の翌日から 2年以内
手続き可能な人	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ	<b>本庁舎 1階</b> 福祉フロア 健康課 国保医療係 <b>☎ 0233-29-5792</b>
<p><b>遺族のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の口座番号が確認できるもの（預金通帳など）	

## 後期高齢者医療保険に加入していた

### 手続き① 後期高齢者医療資格確認書の返還

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなれたときは、不正使用などを防ぐために、資格確認書を回収しています。 ※市役所への返還が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書	<b>本庁舎 1階</b> 福祉フロア 健康課 国保医療係 <b>☎ 0233-29-5792</b>
<p><b>遺族のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	

## 2. 医療・国保に関する手続き

### 後期高齢者医療保険に加入していた

#### 手続き② 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※亡くなる前の3ヶ月以内に後期高齢者医療保険以外の健康保険に加入していた場合（被扶養者を除く）は、加入していた健康保険から支給される場合がありますので、加入していた健康保険にご確認ください。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
手続き可能な人	葬祭を行った方（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書 <p><b>遺族のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方及び葬祭日が分かる書類（会葬礼状、葬祭費用の領収書など） <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の口座番号が確認できるもの（預金通帳など）	本庁舎 1階 福祉フロア 健康課 国保医療係 0233-29-5792

#### 手続き③ 高額療養費の申立て

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に、振込先変更の申立てができます。	亡くなられた日の翌日から 2年以内
手続き可能な人	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書 <p><b>遺族のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の口座番号が確認できるもの（預金通帳など）	本庁舎 1階 福祉フロア 健康課 国保医療係 0233-29-5792

後期高齢者医療保険に加入していた方が亡くなられた際、葬祭を行った方以外の口座に葬祭費を受給したい場合や、相続人代表以外の口座に高額療養費を受給したい場合はこちらの委任状をお使いください。

山形県後期高齢者医療広域連合長 宛

委 任 状

代理人住所				
代理人氏名				
代理人生年月日	大・昭・平	年	月	日
代理人電話番号	( )			
申請者との関係(続柄)				

上記の者に高齢者の医療の確保に関する法律による\_\_\_\_\_の  
受領に関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

申請者住所				
申請者氏名				
申請者生年月日	大・昭・平	年	月	日
申請者電話番号	( )			

### 3. 年金に関する手続き

#### 年金を受給していた

##### 手続き 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
<p>死亡月分までの未支給の年金を遺族が代わりに受け取るための手続きが必要です。</p> <p>請求できる遺族の順位は、生計を同じくしていた①～⑦の方です。同順位者が2名いる場合は、そのうち1名が代表してご請求ください。</p> <p>①配偶者（事実婚含む） ②子（養子） ③父母 ④孫 ⑤祖父母      ⑥兄弟姉妹 ⑦その他三親等内のご遺族      &lt;⑦の例&gt;      一親等のご遺族（子の配偶者、配偶者の父母、配偶者の子）      二親等のご遺族（孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の祖父母）      三親等のご遺族（曾孫、曾祖父母、曾孫の配偶者、甥、姪、おじ、おば、姪・甥の配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば）</p> <p>注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなられた方の口座が解約されていないと、年金が入金される場合があります。口座の解約等については、金融機関に相談してください。</li> <li>年金を多く受け取りすぎた場合は、返金の手続きが必要です。その場合は、日本年金機構からお知らせが届きます。</li> <li>未支給年金は受け取った方の一時所得に該当します。確定申告については税務署へ相談してください。</li> </ul>	死亡から5年以内
手続き可能な人	亡くなられた方と生計を同じくしていた3親等内のご遺族
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーのわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者の続柄を明らかにする戸籍謄本 (請求者が配偶者の場合は戸籍謄本を省略可)</p> <p>状況により必要になる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書</p> <p><input type="checkbox"/> 委任状</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p>	<p>受給していた年金の種類によって手続き先が異なります。 国民年金のみ……市役所 市民課 厚生年金あり……最寄りの年金事務所（予約相談） 共済年金……各共済組合 農業者年金……各JA</p> <p>手続きの内容を確認したい ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165</p> <p>年金事務所を予約したい 予約専用ダイヤル ☎ 0570-05-4890</p> <p>新庄年金事務所 お客様相談室 ☎ 0233-22-2050 (自動音声案内「1」の後「2」)</p>

## 生計を維持していた家族が亡くなった

### 手続き 遺族年金の請求

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方の年金の加入状況などによって「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」のいずれか、または両方の年金が給付されます。（納付状況、請求者の年齢、優先順位などの要件があります。）</p> <p>対象は、亡くなられた方に生計維持されていた子のある配偶者、子などです。</p> <p>※遺族年金における「子」は、死亡当時の年度末までに18歳以下（障害の状態にある子は20歳未満）である子を指します。</p>	死亡から5年以内
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 死亡診断書のコピー</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金手帳（年金証書）</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーのわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者の続柄を明らかにする戸籍謄本 (請求者が配偶者の場合は戸籍謄本を省略可)</p> <p>状況により必要になる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 生計維持関係に関する書類</p> <p><input type="checkbox"/> 子のマイナンバーのわかるもの、通帳など</p> <p><input type="checkbox"/> 委任状</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>	<p>請求する年金の種類によって手続き先が異なります。</p> <p>遺族基礎年金……市役所市民課</p> <p>遺族厚生年金……最寄りの年金事務所（予約相談）</p> <p>遺族共済年金……各共済組合</p> <p>手続きの内容を確認したい ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165</p> <p>年金事務所を予約したい 予約専用ダイヤル ☎ 0570-05-4890</p> <p>新庄年金事務所 お客様相談室 ☎ 0233-22-2050 (自動音声案内「1」の後「2」)</p>

MEMO

### 3. 年金に関する手続き

#### 国民年金加入者が年金受給前に亡くなった

##### 手続き 国民年金の独自給付

手続き詳細	期 限
<p>①死亡一時金（時効2年）</p> <p>死亡日の前日において国民年金保険料の納付済期間が36月（3年）以上ある方が死亡した時、生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。請求できる遺族の順位は以下のとおりです。</p> <p>①配偶者（事実婚含む） ②子（養子） ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹</p> <p>②寡婦年金（時効5年）</p> <p>死亡日の前日において国民年金保険料の納付済期間と免除期間が合わせて10年以上ある夫が死亡したときに夫に生計を維持され、10年以上婚姻関係（事実婚含む）を継続している妻が受け取ることができます。</p> <p>受け取れる期間は妻が60歳から65歳になるまでです。</p> <p>他の年金と同時に受け取れない年金のため、遺族年金・死亡一時金・寡婦年金のどれか一つを選んでいただきます。</p>	死亡から2年以内
手続き可能な人	
	<p>①は亡くなられた方と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹</p> <p>②は生計を維持されていた妻</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金手帳</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーのわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者の続柄を明らかにする戸籍謄本 (請求者が配偶者の場合は戸籍謄本を省略可)</p> <p>状況により必要になる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書</p> <p><input type="checkbox"/> 委任状</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p>	<p>本庁舎 1階 市民課 住民・年金係 ☎ 0233-29-5818</p>

MEMO

## 参考

### 主な共済組合等の連絡先一覧

R7.4月現在

共 濟 組 合	・ 相 談 窓 口	電話番号
国家公務員共済組合連合会年金部		0570-080-556 03-3265-8155
防衛省共済組合 本部 防衛省共済組合 神町支部		03-3268-3111 0237-48-1151
日本郵政共済組合共済センター		0120-97-8484
地方職員共済組合本部 年金部 年金相談室	(年金受給者)	03-3261-9850
" 山形県支部 総務厚生課 年金担当	(現職者・待機者)	023-630-2033
市町村職員共済組合(山形県)	(待機者・年金受給者)	023-622-6900
公立学校共済組合 本部 年金相談室		03-5259-1122
" 山形県支部 福利課		023-625-0123
警察共済組合 組合本部 山形県警察本部 厚生課		03-5213-7570 023-626-0110
日本私立学校振興・共済事業団		03-3813-5321
総務省政策統括官(恩給担当)		03-3202-1111
" 恩給相談窓口		03-5273-1400
企業年金連合会		0570-02-2666 IP電話:03-5777-2666
全国国民年金基金連合会		0570-008-002 03-6804-2202
全国国民年金基金連合会 東北支部		050-3665-0197
農林漁業団体職員共済組合 相談センター 山形県農林漁業年金連絡協議会		03-3219-3123 023-634-8282

各共済組合ホームページで電話番号を確認しておりますが、変更等が生じることがあります。  
参考程度にご覧ください。

共済組合からの郵便物に電話番号が記載されている場合がありますので、ご確認ください。

## 4. 税金に関する手続き

### 市税・保険料の納付が済んでいない

#### 手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税や保険料の納付が済んでいない場合は、相続権のある方（相続人）に納付していただく手続きが必要です。納付状況が不明の場合は、ご相談ください。	納税通知書に記載の納期限まで
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 納税通知書</p> <p><input type="checkbox"/> 納付書</p>	<b>本庁舎 1階 税務課 納税係</b> <b>☎ 0233-29-5539</b>

#### 手続き② 口座振替の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替を利用されていた場合は、振替口座の停止または変更の手続きが必要です。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 納税通知書</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 変更を希望される場合⇒変更先の口座の通帳及び金融機関届出印</p>	<p><b>①手続き場所</b> 金融機関窓口</p> <p><b>②担当課</b> <b>本庁舎 1階 税務課 納税係</b>  <b>☎ 0233-29-5539</b></p>

## 原付バイクを持っていた

### 手続き 原付バイクの名義変更手続き（相続）

手続き詳細	期 限
原付バイクの所有者が亡くなられた場合は、相続人への名義変更の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> ナンバープレート	<b>本庁舎 1階</b> 税務課 諸税係 <b>☎ 0233-29-5536</b>
<p><b>遺族のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	

## 小型特殊自動車（農耕用含む）を持っていた

### 手続き 小型特殊自動車の名義変更手続き（相続）

手続き詳細	期 限
小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合は、相続人への名義変更の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> ナンバープレート	<b>本庁舎 1階</b> 税務課 諸税係 <b>☎ 0233-29-5536</b>
<p><b>遺族のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	

## 5. 固定資産に関する手続き

### 資産（土地、建物）がある

#### 手続き 不動産の所有権移転登記申請

手続き詳細	期 限
相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。 手続き方法は次のいずれかです。 ①司法書士に手続きを依頼する場合 … 司法書士事務所に直接依頼 ②相続人自身が手続きする場合 … 法務局へ問い合わせ	不動産を相続で取得したことを見た日から3年以内
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 不動産の所有権移転登記に関する持ち物は、法務局へご確認ください。</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 不動産の所有権移転登記に関する持ち物は、法務局へご確認ください。</p>	<b>山形地方法務局新庄支局</b> <b>☎ 0233-22-7528</b> <b>(音声案内 2)</b> ※手続に関する相談は事前の予約が必要です。

### 固定資産税が課されていた

#### 手続き 相続人代表者指定届（兼現所有者届）の提出

手続き詳細	期 限
固定資産の所有者が亡くなられた場合は、相続人の中から1名を相続人代表者（兼現所有者）として選び、届出が必要です。この届出は固定資産税のみならず、全ての市税に適用されます。  ※「相続人代表者」とは、亡くなられた方の固定資産税を含む市税等に関する納税通知書等の書類を受領される方のことです。  ※「現所有者」とは、相続が発生してから相続登記（または遺産分割協議等）が完了するまでの相続人の方のことです。  ※相当の期間内に「相続人代表者指定届（兼現所有者届）」が提出されない場合は、市が相続人代表者を指定することができます。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方との続柄が分かる書類（戸籍謄本等）</p>	<b>本庁舎 1階</b> <b>税務課</b> <b>資産税係</b> <b>☎ 0233-29-5538</b>

## 限定承認または相続放棄をした

### 手続き 限定承認または相続放棄申述受理通知書の写しの提出

手続き詳細	期 限
相続人が亡くなられた方に対して限定承認または相続放棄をされた場合は、家庭裁判所から通知または発行される書類の写しが必要です。 ※限定承認とは、相続人がプラスの財産の範囲内でマイナスの財産を相続することです。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<b>遺族のもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 相続限定承認申述受理通知書（または限定承認審判書）の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 相続放棄申述受理通知書（または限定承認審判書）の写し</li> </ul>	限定承認または相続放棄を行なった方
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 相続限定承認申述受理通知書（または限定承認審判書）の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 相続放棄申述受理通知書（または限定承認審判書）の写し</li> </ul>	本庁舎 1階 税務課 資産税係 0233-29-5538

## 共有名義で固定資産を持っていた

### 手続き 納税管理人申告書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が共有資産の納税管理人の場合は、変更の届出が必要です。相続人の方のみならず、共有者の方も手続きできることができます。  ※「納税管理人」とは、共有財産に係る納税通知書等の税に関する書類の受領を行う方のことです。  ※相当の期間内に「納税管理人申告書」が提出されない場合は、市が納税管理人を指定することができます。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<b>遺族のもの</b> 相続人の方が手続きされる場合 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本人確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> 印鑑</li> <li><input type="checkbox"/> 亡くなられた方との続柄が分かる書類（戸籍謄本等）</li> </ul> 共有者の方が手続きされる場合 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本人確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> 印鑑</li> <li><input type="checkbox"/> 共有者であることの証明書（不動産登記簿等）</li> </ul>	相続人または共有者
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> 相続人の方が手続きされる場合 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本人確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> 印鑑</li> <li><input type="checkbox"/> 亡くなられた方との続柄が分かる書類（戸籍謄本等）</li> </ul> 共有者の方が手続きされる場合 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本人確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> 印鑑</li> <li><input type="checkbox"/> 共有者であることの証明書（不動産登記簿等）</li> </ul>	本庁舎 1階 税務課 資産税係 0233-29-5538

## 5. 固定資産に関する手続き

### 未登記家屋を持っていた

#### 手続き 未登記家屋異動申告書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が未登記家屋を所有していた場合は、相続人に名義を変更する手続きが必要です。 ※相当の期間内に「未登記家屋異動申告書」が提出されない場合は、市が「現に所有している者」を指定することがあります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<p><b>遺族のもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本人確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> 実印</li> <li><input type="checkbox"/> 相続または遺贈を証する書面の写し（遺産分割協議書または遺言等）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺産分割協議書または遺言</li> <li>・相続関係説明図または法定相続情報一覧図</li> <li>・遺産分割協議に参加した方の印鑑登録証明書</li> <li>・相続人の中に相続放棄をした方がいる場合は、その方の相続放棄申述受理証明書</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 新所有者の印鑑登録証明書の写し</li> </ul>	新たに未登記家屋の所有者となる方
	問い合わせ先
	<b>本庁舎 1階 税務課 資産税係</b>  0233-29-5538

..... MEMO .....

## 森林の土地を持っていた

### 手続き 新たに森林の土地の所有者となった旨の届出

手続き詳細	期 限
山林の相続登記が終わりましたら、農林課 農村・森林振興係 に登記完了証の写し、森林の位置を示す地図等をお持ちになり 届出をお願いします。届出をもとに林地台帳の更新を行います。	所有者となった日から90日以内
必要なもの	手続き可能な人
<p><b>遺族のもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 相続を証明する書類</li> <li><input type="checkbox"/> 当該土地の登記事項証明書・登記完了証の写し</li> <li><input type="checkbox"/> その他相続を証明する書類（遺産分割協議書等） のいずれか</li> <li><input type="checkbox"/> 当該土地の位置を示す地図</li> </ul>	相続、贈与、売買などで新たに森林の土地の所有者となった方
必要なもの	問い合わせ先
	<b>本庁舎 2階</b> <b>農林課</b> <b>農村・森林振興係</b> <b>☎ 0233-29-5837 (直通)</b>

## 農地を持っていた

### 手続き 新たに農地の所有者となった旨の届出

手続き詳細	期 限
農地を相続された方は、その旨を農業委員会にお届けください。相続した農地の管理が難しい場合は、農業委員会が借り手を探すお手伝いをします。	権利の取得を知った日から おおむね10ヶ月以内
必要なもの	手続き可能な人
<p><b>遺族のもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> (あれば) 相続登記完了証</li> </ul>	遺族
必要なもの	問い合わせ先
	<b>本庁舎 2階</b> <b>農業委員会</b> <b>☎ 0233-29-5839</b>

## 6. 介護保険に関する手続き

### 介護保険被保険者証を持っていた

#### 手続き 介護保険被保険者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証は返還してください。	死亡から14日以内
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <p><b>遺族のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 印鑑	本庁舎 1階 福祉フロア 成人福祉課 介護保険係  0233-29-5809

### 介護保険の負担割合証を持っていた

#### 手続き 介護保険負担割合証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険負担割合証は返還してください。	なし
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証	本庁舎 1階 福祉フロア 成人福祉課 介護保険係  0233-29-5809

## 介護保険負担限度額認定証を持っていた

### 手続き 介護保険負担限度額認定証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の負担限度額認定証は返還してください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	本庁舎 1階 福祉フロア 成人福祉課 介護保険係  0233-29-5809

..... MEMO .....

## 7. 障がい福祉に関する手続き

### 身体障がい者手帳を持っていた

#### 手続き 身体障がい者手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の身体障がい者手帳は返還してください。	なし
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳	本庁舎 1階 福祉フロア 成人福祉課 障がい福祉係  0233-29-5810

### 療育手帳を持っていた

#### 手続き 療育手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の療育手帳は返還してください。	なし
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 療育手帳	本庁舎 1階 福祉フロア 成人福祉課 障がい福祉係  0233-29-5810

## 精神障がい者保健福祉手帳を持っていた

### 手続き 精神障がい者保健福祉手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の精神障がい者保健福祉手帳は返還してください。	なし
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳	本庁舎 1階 福祉フロア 成人福祉課 障がい福祉係 ☎ 0233-29-5810

## 特別障がい者手当を受給していた

### 手続き 特別障がい者手当の受給資格者の喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障がい者手当を受給されていた場合は、資格の喪失届を提出する手続きが必要です。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受け取ることができます。	死亡から14日以内
手続き可能な人	
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	本庁舎 1階 福祉フロア 成人福祉課 障がい福祉係 ☎ 0233-29-5810

## 7. 障がい福祉に関する手続き

### 障がい児福祉手当を受給していた

#### 手続き 障がい児福祉手当の受給資格者の死亡届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障がい児福祉手当を受給されていた場合は、死亡届を提出する手続きが必要です。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受け取ることができます。	死亡から14日以内
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	本庁舎 1階 福祉フロア 成人福祉課 障がい福祉係 0233-29-5810

### 重度心身障がい（児）者医療証を持っていた

#### 手続き 重度心身障がい（児）者医療証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障がい者医療費助成を受給していた場合は、死亡日をもって受給資格が喪失し、未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 重度心身障がい者医療証 <b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費があれば、領収書と相続人の振込口座がわかるもの	本庁舎 1階 福祉フロア 成人福祉課 障がい福祉係 0233-29-5810

## 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

### 手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合は、死亡日をもって使用不可となります。	なし
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返還してください。	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	本庁舎 1階 福祉フロア 成人福祉課 障がい福祉係 0233-29-5810

## 経過的福祉手当を受給していた

### 手続き 経過的福祉手当の受給資格者の喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が経過的福祉手当を受給していた場合は、資格の喪失届を提出する手続きが必要です。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受け取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	本庁舎 1階 福祉フロア 成人福祉課 障がい福祉係 0233-29-5810

## 7. 障がい福祉に関する手続き

### 障がい者扶養共済制度に加入していた

#### 手続き 障がい者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなられた場合は、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	なし
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 障がい者扶養共済制度年金証書	本庁舎 1階 福祉フロア 成人福祉課 障がい福祉係  0233-29-5810

..... MEMO .....

## 8. 生活保護に関する手続き

### 生活保護を利用していた

#### 手続き 生活保護の廃止

手続き詳細	期 限
生活保護を利用していた場合は、死亡日の翌日付で生活保護が廃止となります。	速やかに 手続き可能な人 ご遺族等
必要なもの	問い合わせ先
なし	本庁舎 1階 福祉フロア 成人福祉課 生活支援係 ☎ 0233-29-5808

## 9. 生活支援緊急通報装置に関する手続き

### 生活支援緊急通報装置の貸出を利用していた

#### 手続き 利用停止の手続き（異動届等の提出、緊急通報装置の撤去）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が生活支援緊急通報装置の貸出を利用されていた場合は、緊急通報装置を撤去しますので、手続き前に担当課までご連絡ください。	速やかに 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
なし	本庁舎 1階 福祉フロア 成人福祉課 地域福祉係 ☎ 0233-29-9117

## 10. 子育てに関する手続き

### 児童扶養手当を受給するまたはしていた

#### 手続き① 児童扶養手当の受給申請

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している児童が満18歳までの年度末(障がい児は20歳未満)の場合は、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、遺族年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本人確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> マイナンバーのわかるもの</li> <li><input type="checkbox"/> 年金手帳</li> <li><input type="checkbox"/> 口座番号確認書類</li> </ul>	<b>本庁舎 1階</b> <b>福祉フロア</b> <b>子育て推進課</b> <b>子育て企画係</b> <b>☎ 0233-29-5811</b>

#### 手続き② 児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられた場合は、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。所得制限があり、年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。  また申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本人確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> マイナンバーのわかるもの</li> <li><input type="checkbox"/> 年金手帳</li> <li><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書</li> <li><input type="checkbox"/> 口座番号確認書類</li> </ul>	<b>本庁舎 1階</b> <b>福祉フロア</b> <b>子育て推進課</b> <b>子育て企画係</b> <b>☎ 0233-29-5811</b>

### 手続き③ 児童扶養手当の受給事由消滅届

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合は、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	死亡から14日以内
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
なし	本庁舎 1階 福祉フロア 子育て推進課 子育て企画係 0233-29-5811

## 子育て支援医療証を持っていた

### 手続き 子育て支援医療証の返還

手続き詳細	期 限
子育て支援医療証を交付していた児童が亡くなられた場合は、その児童の医療証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。	なし
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 子育て支援医療証	本庁舎 1階 福祉フロア 子育て推進課 子育て企画係 0233-29-5811

## 10. 子育てに関する手続き

### 児童手当を受給していた

#### 手続き① 児童手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当を受給していた保護者が亡くなられた場合は、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。また、今後養育する方が新たな受給者として申請することができます。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場で申請してください。	亡くなった日の翌日から15日以内
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本人確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> マイナンバーのわかるもの</li> <li><input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（対象児童分、今後児童を養育する方の分どちらも）</li> <li><input type="checkbox"/> 資格確認書等</li> </ul>	<b>本庁舎 1階 福祉フロア 子育て推進課 子育て企画係 ☎ 0233-29-5811</b>

#### 手続き② 児童手当の受給事由消滅届・額改定届（減額）

手続き詳細	期 限
児童手当の対象児童が亡くなられた場合は、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）を提出してください。	亡くなった日の翌日から15日以内
必要なもの	問い合わせ先
なし	<b>本庁舎 1階 福祉フロア 子育て推進課 子育て企画係 ☎ 0233-29-5811</b>

## 特別児童扶養手当を受給していた

### 手続き① 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられた場合は、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当がある場合は、請求の手続きが必要です。受給資格が継続する場合は、受給者変更の手続きが必要です。	死亡から14日以内
手続き可能な人	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書	<b>本庁舎 1階 福祉フロア 子育て推進課 子育て企画係 ☎ 0233-29-5811</b>
<p><b>遺族のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	
<input type="checkbox"/> マイナンバーのわかるもの	
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	

### 手続き② 特別児童扶養手当の受給資格喪失届・額改定届（減額）の手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた児童が亡くなられた場合は、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定（減額）の手続きが必要です。	支給要件に該当しなくなつた場合は速やかに
手続き可能な人	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
なし	<b>本庁舎 1階 福祉フロア 子育て推進課 子育て企画係 ☎ 0233-29-5811</b>

## 10. 子育てに関する手続き

### ひとり親家庭等医療証を受給するまたは持っていた

#### 手続き① ひとり親家庭等医療費助成の申請

手続き詳細	期 限
配偶者等が亡くなられたことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している子どもが満18歳の年度末まで（学生は19歳誕生日月末）の場合は、ひとり親家庭等医療費助成を申請することができ、所得が一定の額未満の方について、診療の自己負担分を助成します。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本人確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> マイナンバーのわかるもの</li> <li><input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証・資格確認書（申請者と子ども双方のもの）</li> </ul>	<b>本庁舎 1階 福祉フロア 子育て推進課 子育て企画係 ☎ 0233-29-5811</b>

#### 手続き② ひとり親家庭等医療費助成の資格消滅届

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療証を交付していた方が亡くなれた場合は、資格喪失の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証</li> </ul>	<b>本庁舎 1階 福祉フロア 子育て推進課 子育て企画係 ☎ 0233-29-5811</b>

## 11. その他の手続き

### 水道や下水道（農業集落排水含む）を使用していた

#### 手続き① 使用者変更または中止手続き、人数変更手続き（井戸使用のとき）

手続き詳細	期 限
(1) 亡くなられた方が名義人の場合は、使用者変更または中止手続きが必要です。 (2) 宅内で井戸水を使用している世帯の方が亡くなった場合は、人数変更の手続きが必要です。	できるだけ速やかに
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 印鑑	第2庁舎 1階 上下水道課 ☎ 0233-23-6111

#### 手続き② 口座振替の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替を利用されていた場合は、口座振替の停止または変更の手続きが必要です。	できるだけ速やかに
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 停止の場合⇒振替をしている口座の通帳及び金融機関届出印 <input type="checkbox"/> 変更の場合⇒変更先の口座の通帳及び金融機関届出印	①手続き場所 金融機関窓口 ②担当課 第2庁舎 1階 上下水道課 ☎ 0233-23-6111

## 11. その他の手続き

### 下水道事業受益者負担金または分担金を納付中であった

#### 手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金または分担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者変更の手続きが必要です。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 印鑑	相続人またはご遺族
問い合わせ先	問い合わせ先
	第2庁舎 1階 上下水道課 経営管理普及係 ☎ 0233-29-5829

### 市営・定住促進住宅に住んでいた

#### 手続き 入居承継承認申請の手続き、または住居を明け渡す手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市営住宅入居者の場合は、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、都市整備課へお問い合わせください。  どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。 (1) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいる場合 名義を引き継ぐ手続き（入居承継承認申請）※ (2) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいない場合 住宅を明け渡す手続き (3) 入居名義人の方以外が亡くなられた場合 異動の手続き  ※入居承継申請については、承継できない場合があります。 承継できない場合は、明け渡しの手続きが必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<b>遺族のもの</b> お問い合わせください。	ご遺族
問い合わせ先	問い合わせ先
	第2庁舎 2階 都市整備課 庶務・住宅係 ☎ 0233-29-5821

## 所有していた市内の建物が空き家になり相談したい

### 手続き 空き家に関する相談

手続き詳細	期 限
空き家についての相談を承ります。	できるだけ速やかに
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> 空き家情報調査シート ※ 50 ページをご参照ください。	第2庁舎 2階 都市整備課 庶務・住宅係 0233-29-5821

## 犬を飼っていた

### 手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期 限
市役所に登録をした犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出が必要です。	できるだけ速やかに
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 犬の鑑札（可能であれば）	第2庁舎 1階 環境エネルギー課 0233-29-5678

# 少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返還手続き	新庄警察署 ☎ 0233-22-0110 山形県 総合交通安全センター ☎ 023-655-2150
老齢基礎年金（国民年金）・厚生年金を受け取っていた	<input type="checkbox"/>	未支給年金請求 遺族基礎年金請求 遺族厚生年金請求	新庄年金事務所 ☎ 0233-22-2050 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 (詳細は、15・16 ページ)
共済年金・企業年金を受け取っていた	<input type="checkbox"/>		各共済組合、 各企業年金基金
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	請求・資格喪失手続き	総務省恩給相談室 ☎ 03-5723-1400
農業者年金を受け取っていた	<input type="checkbox"/>	死亡届・ 未支給年金請求	JA 新庄市 ☎ 0233-22-3966 JA おいしいもがみ はぎの支店 ☎ 0233-25-2211
次のいずれかを持っている	<input type="checkbox"/>		
・特定医療費（指定難病）受給者証	<input type="checkbox"/>		最上保健所 ☎ 0233-29-1362
・特定疾患医療受給者証	<input type="checkbox"/>		
・肝炎治療受給者証	<input type="checkbox"/>	返還手続き	最上保健所 ☎ 0233-29-1268
・小児慢性特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>		最上保健所 ☎ 0233-29-1361
・被爆者健康手帳	<input type="checkbox"/>		
・先天性血液凝固因子障害等受給者証	<input type="checkbox"/>		山形県障がい福祉課 ☎ 023-630-2330

該当事項	✓	主な手続き	問い合わせ先	
普通自動車を所持していた	<input type="checkbox"/>	名義変更(相続)手続き	国土交通省東北運輸局 山形運輸支局 ☎ 023-686-4711	
125CCを超えるバイク(2輪)を所持していた	<input type="checkbox"/>		(社) 山形県 自家用車協会最上支部 ☎ 0233-22-9850	
3輪・4輪の軽自動車	<input type="checkbox"/>			
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関	
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店	
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店	
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 新庄税務署 ☎ 0233-22-5111	
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋等の所有者 移転(相続)登記など	山形地方法務局新庄支局 ☎ 0233-22-7528	
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社	
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約		
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約		
電気・ガス	<input type="checkbox"/>			
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>			
NHK受信料	<input type="checkbox"/>		NHKふれあいセンター ☎ 0120-15-1515	

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しくださいと手続きが進めやすくなります。

## MEMO

# 相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		<p>相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。</p> <p>山形地方法務局新庄支局 ☎ 0233-22-7528</p>
<input type="checkbox"/> 遺言書の調査	速やかに	<p>自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。</p> <p>山形地方法務局新庄支局 ☎ 0233-22-7528</p> <p>公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。</p> <p>山形県内の公証役場 山形公証役場 ☎ 023-625-1693 鶴岡公証役場 ☎ 0235-22-9996 米沢公証役場 ☎ 0238-22-6886</p>
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認		<p>法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要です。</p> <p>山形家庭裁判所新庄支部 ☎ 0233-22-0265</p>
<input type="checkbox"/> 相続財産の調査		<p>被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。</p>
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		<p>共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する手続きが必要です。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要です。</p>

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地管轄の家庭裁判所への申述が必要です。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。 山形家庭裁判所新庄支部 <b>☎ 0233-22-0265</b>
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。 新庄税務署 <b>☎ 0233-22-5111 (来署相談は事前予約制)</b>
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合は、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数 新庄税務署 <b>☎ 0233-22-5111 (来署相談は事前予約制)</b>

## MEMO

# 家系図 (3親等内のご遺族)

チェックリスト

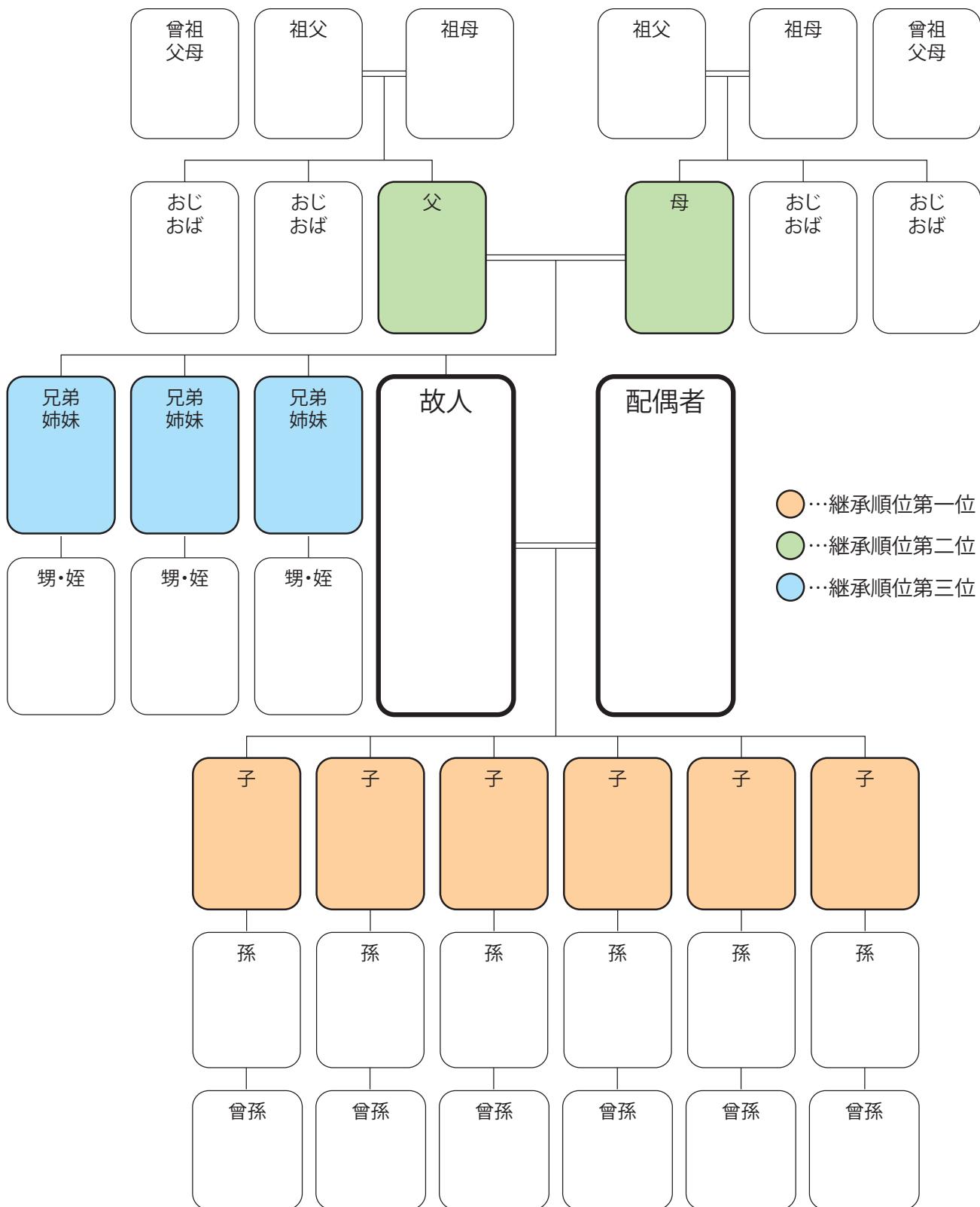
各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

# 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年  
4月1日から

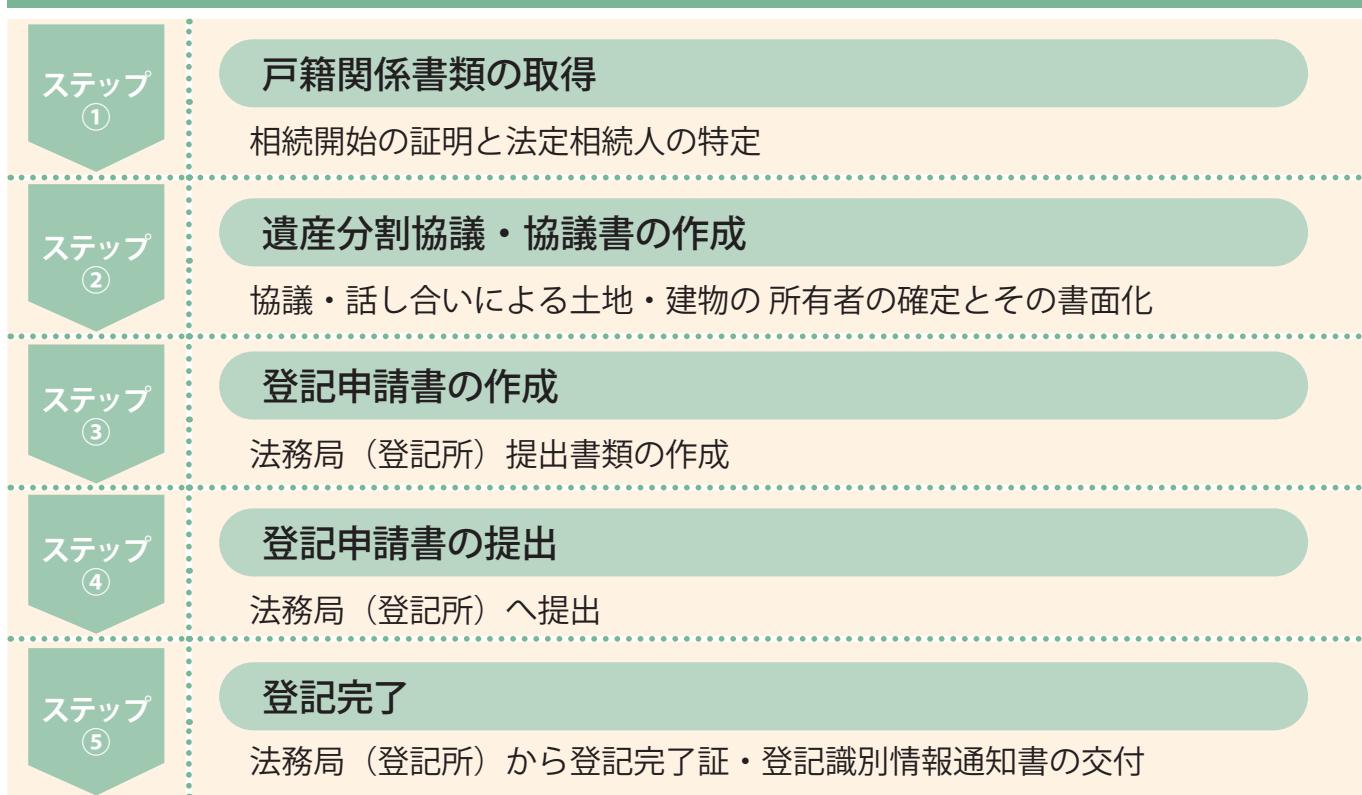
# 不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**  
しなければなりません。正当な理由がなく**義務に**  
**反した場合は、10万円以下の過料**の対象となります。

## 相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、  
次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。



- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。  
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願ひいたします。  
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

# 法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

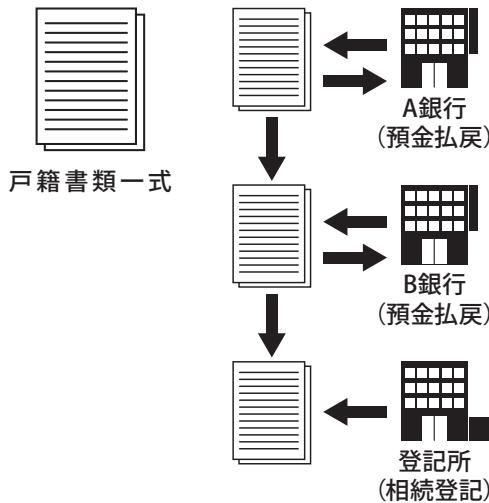
## 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

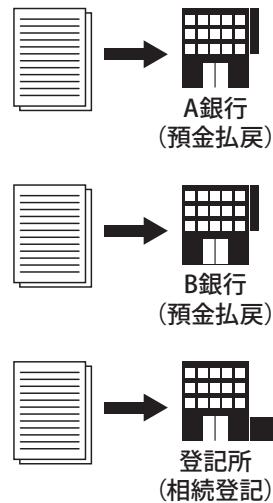
### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合

法定相続情報  
一覧図の写し  
※無料で必要な通数  
を交付



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ①申出（法定相続人または代理人）

- 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 法定相続情報一覧図を作成します。
- 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ②確認・交付（登記所）

- 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返還します。



#### ③利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

検索

# 委任状

(宛先)新庄市長

代理人(委任者の代わりに手続きする方)

住 所	
氏 名	

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項（該当する項目に☑をつけてください）

(亡くなられた方)の死亡に伴う手続き

- 年金の死亡手続きに関する一切の権限
- 未支給年金または遺族年金請求及び相続手続きに関する戸籍証明書(除籍・改製原戸籍含む)・戸籍附票の写し(除票・改製原附票含む)・住民票の写し(除票含む)の取得に関する一切の権限
- 国民健康保険葬祭費の支給申請に関する一切の権限
- 国民健康保険高額療養費の申立てに関する一切の権限
- その他  
※具体的に記入

委任者(手続きを代理人に委任した方)

委任した日	年      月      日
住 所	
氏 名	
電話番号	—      —

この委任状は、年金事務所では使用できません

空き家に関する相談の際は、こちらを記入してお持ちください。

(参考様式1-2)

## 空き家情報調査シート（空き家所在地・連絡先のみ）

本シートは、空き家等の活用の推進、適正な管理、防犯、防災を目的に調査するものです。

※本シートの情報は、上記目的に關すること以外には使用しません。

記入者	フリガナ		住所	〒
	記入者氏名			
連絡先	電話		連絡可能時間帯	時～時
	メール		FAX	

※上記記載事項は、同時に提出いただく他の書類に記載いただいた内容を省略できます。

空き家情報	空き家所在地			
	空き家管理者	どちらかを○で囲んでください 記入者と同じ（以下記入不要） <input type="checkbox"/> 記入者と異なる（以下記入をお願いします） <input checked="" type="checkbox"/>		
連絡先	フリガナ 空き家管理者 氏名		住所	〒
	電話		連絡可能時間帯	時～時
メール		FAX		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の状況把握のため、後日ご連絡させていただきます。 <input type="checkbox"/> 同意します</li> <li>・ご希望の連絡方法に<input checked="" type="checkbox"/>を記入ください。 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> FAX</li> </ul>			

### 【自治体記入欄】

	受付日	所 属	氏 名	摘要
関係部局	年 月 日			
空き家担当課引継ぎ	年 月 日			

※摘要には、来課目的の手続きを記載

※記入者欄の空欄箇所について、同時に提出いただいた他の書類から転記してください。

**新庄市**の  
ご遺族のお悩み  
ご相談ください

遺品整理

生前整理

建物の  
片付け不用品の  
お買取り雪下ろし  
除排雪

特殊清掃

# 遺品整理 生前整理 建物の片付け 雪下ろし・除排雪

こんなお悩みございませんか?

- 遠方のため自分で整理ができない
- 忙しくて作業時間がない!!
- どのように片付けをしたらいいか分からぬ!?

などなど何でもご相談ください!!

お気軽にお問い合わせください。

**0233-25-8885**

受付時間:9時~16時 定休日:第2・4土 祝祭日

**YCR産業**

山形県新庄市大字松本489-19

<https://www.ycr-sangyo.com>

FAX 0233-25-8887 E-mail ycrsangyo4238@gmail.com



## 樹木葬 永代供養塔

宗教宗派問いません

継承者が不要です

お1人でも安心のお墓です

ご夫婦・ご家族用もあります

生前の申込みも可能です

ペットも一緒にに入るプランあります

永代供養付プランもあります

## 新庄あじさい霊園 「樹木葬 koharu」

ステンドグラスと樹木、お花に囲まれた洋風な樹木葬です

永代  
供養付

**25** 万円(総額) ~

年間管理費 10,000円(総額)

納骨は骨壺に納めて行います  
お骨は13年後に永代供養します  
使用期間の延長も可能です

一般墓・期限付き墓・室内安置槽・ペット供養塔もあります

お墓じまいもご相談ください ➡ 提携石材店:一休さんナイガイ 023-646-1919



SHINJO AJISAI MEMORIAL PARK

**新庄あじさい霊園**  
一般墓・樹木葬・永代供養

曹洞宗 寶光山  
英照院

TEL・FAX 0233-22-2545

〒996-0091 山形県新庄市十日町 764-1

<https://www.eishouin.com/hydrangea>



新田法律事務所

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 遺言 相続 後見

相続放棄を  
したい生前の  
財産管理を  
依頼したい遺言の  
正しい書き方が  
わからない。遺産の  
相続について  
相談したい。遺産の  
話し合いが  
折り合わない

## 弁護士にご相談ください



山形県弁護士会所属  
弁護士  
新田裕一郎

(登録番号 60558)

依頼者の希望に添えるよう全力を尽くし、  
解決のお手伝いをいたします。

新田法律事務所では、生前の財産管理や相談者の財産を相続人の方々に適切に残す遺言の作成方法、相続人の間の遺産分割等の相続手続きに関するご相談をお受けしております。ぜひお気軽にご相談ください。

### 新田法律事務所

〒996-0022 山形県新庄市住吉町3番12号  
受付：月曜～金曜 9:30～18:00  
FAX：0233-29-9379

0233-29-9378

<https://www.nitta-law.jp>

新田法律事務所 | 検索



## 大切な家族のお墓を安心してご注文頂けるよう お手伝いさせていただきます。

墓石建立



戒名等文字彫刻



花立香呂加工



リフォーム工事など



**お墓のクリーニングや移転工事、墓じまいも承ります。**

伝統と信頼の技術で、お客様のご要望に応える石材製品を提供しています。  
石のプロフェッショナルとして、地域に根ざしたサービスを心がけています。

**株式会社 あん石材**

本 店/新庄市五日町720-5 TEL : 0233-23-3377

鳥越工場/新庄市鳥越1115-1 TEL : 0233-22-9581



**無料お墓相談 お気軽にお問い合わせください。**

**0233-23-3377**

許可番号：(般-2)第400493号 ※宗旨・宗派不問



1日1組様限定の小さなお葬式会場

ゆっくりと奏でるエピローグ

# みおくり邸宅

## 新庄

市内国道

13号線沿い

〒996-0002 新庄市金沢4436



### 会員サービスのご案内

**エヴァモア倶楽部・  
JAエヴァモア倶楽部**

会員特典  
ご葬儀セット料金が  
**20%割引**になります



入会金は1万円のみ



入会金**1万円**のみで、  
特典が受けられます。

年会費・月額費不要



入会後の年会費・月々の  
掛金は**一切不要**です。

事前入会特典



事前にご入会いた  
だいた方に**1万円**  
のお花の券を進呈。



株式会社ヌマザワ  
〒996-0026 山形県新庄市大町3-41

ご相談・お問い合わせ

0120-52-0855



Instagram

HP

発 行 新庄市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2025年12月

